

令和元年度第4回御船町議会定例会（7月会議） 議事日程

令和元年7月11日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

5番 田上 英司 君

6番 増田 安至 君

第 2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第 3 報告第 9号 専決処分の報告について

第 4 報告第10号 専決処分の報告について

第 5 報告第11号 専決処分の報告について

第 6 報告第12号 専決処分の報告について

第 7 議案第13号 財産の取得にかかる変更契約の締結について

第 8 議案第14号 御船町地域防災計画の一部改正について

第 9 議案第15号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第16号 令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1番 中城 峯雄 君      2番 井藤 はづき 君

3番 宮川 一幸 君      4番 福本 悟 君

5番 田上 英司 君      6番 増田 安至 君

7番 森田 優二 君      8番 岩永 宏介 君

9番 福永 啓 君      10番 田上 忍 君

11番 清水 聖 君      12番 井本 昭光 君

14番 池田 浩二 君

3 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 本田 隆裕 君

4 説明のため出席した者の職氏名（19名）

町 長	藤木 正幸 君	副 町 長	野中 眞治 君
教 育 長	本田 恵典 君	総 務 課 長	藤野 浩之 君
企画財政課長	坂本 幸喜 君	税 務 課 長	上村 欣也 君
町民保険課長	宮崎 尚文 君	福 祉 課 長	西橋 静香 君
こども未来課長	田中 智徳 君	復 興 課 長	島田 誠也 君
健康づくり支援課長	本田 太志 君	農 業 振 興 課 長	井上 辰弥 君
商工観光課長	作田 豊明 君	建 設 課 長	野口 壮一 君
環境保全課長	緒方 良成 君	会 計 管 理 者	上村 清美 君
学校教育課長	西本 和美 君	社 会 教 育 課 長	沖 勝久 君
監 査 委 員	吉川 勲 君		

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） ただ今から、令和元年度第4回御船町議会定例会7月会議を再開します。

ここで、日程に先立ちまして御報告を申し上げます。

去る7月4日、岩田重成議員が急逝されました。あまりに突然のこととございまして、非常に残念でなりません。心より哀悼の意を表したいと思います。

ここで、故岩田重成議員の御冥福を祈り、謹んで黙とうを捧げたいと思います。

皆さん御起立をお願いします。

黙とう。

[黙とう]

○議長（池田浩二君） お直りください。御協力ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池田浩二君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番、田上英司君、6番、増田安至君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 諸報告

○議長（池田浩二君） 日程第2、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

令和元年度第4回定例会議長諸般の報告。

休会中における諸般の報告をいたします。

議会運営委員会を7月2日に開催し、各種案件、定例会7月会議の進行等について協議を行いました。第4回御船町議会定例会7月会議の会期日程は、本日7月11日の1日間と決定しました。なお、請願及び陳情については、今回はありません。

次に、議会全員協議会を7月4日に開催し、それぞれの議案について協議を行いました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査5月分が6月24日から3日間行われました。検査結果は、議席に配布しております報告書のとおりです。

次に、7月8日、県町村議会議長会主催による常任委員会委員長、議会運営委員長研修会がグランメッセ熊本において開催され、早稲田大学マニフェスト研究所の中村健事務局長が「チーム議会のすすめ」と題して講演されました。講演では、時代の変化に応じた議会の活動また災害時の議会の役割などについて、先進事例などをもとにお話しいただきました。

そのほかの内容につきましては、議席に配布した資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。

令和元年6月29日から7月4日までの梅雨前線豪雨による災害対応について報告をいたします。本年4月に運用を開始した防災行政無線により「避難準備、高齢者等避難開始」及び「避難勧告」を発令しました。また、避難情報の発令と同時に町内12カ所に避難

所を開設し、避難される方の受け入れを行いました。最大で30世帯45人の方が避難されました。今後も町民の安全を確保するため、迅速な情報の発信に努めていきます。

また、被害状況につきましては、人的な被害や家屋の損壊などの被害はありませんでした。道路については、土砂災害により一部不通となった路線もあり、現在早期の復旧を目指しています。なお、詳細な被害状況につきましても、現在調査中です。

次に、人気漫画「ONE PIECE」の主要キャラクターの銅像が御船町に設置されることが決まりました。設置されるキャラクターは「ブルック」という名前です。設置場所はふれあい広場を検討しています。設置時期は令和2年の2月頃を予定されています。今後県や集英社と連絡を取り合いながら進めてまいります。

次に、企画財政課について報告します。

竹バイオマス事業に係る損害賠償請求控訴事件の第1回口頭弁論が7月3日、福岡高等裁判所で開かれました。今回の口頭弁論では、これまでの審議を踏まえて、控訴審が進行するとされ、本年9月27日に判決が言い渡されることが決定いたしました。

次に、福祉課について報告します。

6月13日に令和元年度御船町介護予防・生活支援サポーター全体会が151名参加のもと開催されました。元気クラブ等の介護予防事業やサロン、地域の関係者と協力した見守り活動など積極的に活動されています。今年度も御船町社会福祉協議会と連携し、介護予防・生活支援サポーターの養成や活動の支援を進めていきます。

また、7月9日に御船町男女共同参画社会推進会議委員の委嘱状交付式及び第1回推進会議を開催しました。8名の委員に委嘱状が交付されました。男女共同参画社会の推進に向けた取り組みを進めていきます。

また、7月10日に田代西部地区で、人生百歳クラブという月1回の集いの場がスタートしました。開校式で、利用者や地域の支援者など約30名が集まりました。今後、地域の支え合いの活動を推進してまいります。

次に、こども未来課について報告いたします。

5月27日に契約発注したエアコンの取付工事についてですが、6月19日に無事竣工検査を終え、夏本番を前に安心・安全な保育環境を整えることができました。

次に、全国的に問題となっている子どもの虐待を防ごうと、6月27日、関係機関の代表者24人の出席があり、御船町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会代表者会議を

開催しました。児童虐待はDVと密接な関係があり、1月の千葉県野田市の虐待死した事件でも母親へのDVが関係し、早期発見、早期支援の重要性が訴えられています。児童虐待防止法、児童福祉法などが改正され、来年4月から施行されますが、地域の子育て支援や児童虐待への的確な対応など、関係機関が切れ目ない支援をすることが必要だと感じているところです。

最後に、7月3日第1回公立保育園施設検討委員会が開催されました。同委員会は町が直面している公立保育園施設等の課題について協議・検討し、そのあり方について、町に助言を行うため設置されたもので、今回は若葉保育園の老朽化問題並びに上野保育園の児童数減少問題について討論がなされました。

次に、復興課について報告します。

上高野地区災害公営住宅について、6月議会で承認を受け、現在工事に着手しております。2月末に引き渡しに向けて事業を推進していきます。また、木造仮設住宅を町単独住宅として利活用するため、6月24日付けで田代東部仮設団地4棟13戸、南木倉仮設団地8棟28戸、滝川仮設団地5棟17戸、西木倉仮設団地4棟12戸を熊本県から譲り受けました。現在順次入居が進んでいる状況です。今後は、外構、設備などの整備を進め、入居者が暮らしやすい環境づくりに努めてまいります。

なお、令和元年6月末時点での仮設住宅の入居者の状況は、建設型仮設住宅が163戸365人、借上型仮設住宅が72戸167人、合計235戸532人となっています。先月末と比べ30戸、60人の方が仮設住宅から撤去し、恒久的な住まいへの再建を進めています。

次に、健康づくり支援課について報告します。

6月20日、午後7時から保健センター研修室において令和元年度第1回御船町健康づくり推進協議会を開催しました。11名の新委員に委嘱状を交付し、健康いきいき御船プラン21の説明を行った後、町内における母子保健分野の状況と課題、目標値、今後の方向性を事務局から報告を、4班に分かれて意見交換会を行いました。

本年度は健康増進計画の中間評価の年にあたるため、町民の健康状況や社会情勢の変化、計画の推進状況に応じた計画の見直しを行い、最終年度の目標達成に向けて計画期間の後半における計画の推進に反映させるとともに、町民が健康に暮らせる御船町を目指します。

次に、農業振興課について報告します。

6月30日に発生しました豪雨災害において、7月5日現在で、農地災害20件、農業用施設災害11件の報告がっております。また、ふるさと農道において、法面崩壊の1件、上田代地区では山腹崩壊が1件発生しています。ふるさと農道については、生活道路としても利用されており、応急仮設工事の対応が急務の状況となっております。今後、現地調査を実施し、早期復旧に努めてまいります。

次に、商工観光課について報告します。

7月6日、土曜日に、第1回御船ジュラシクトレイルを初開催しました。総勢336名、遠くは山口県から参加され、20キロメートルと3キロメートルの、吉無田の国有林の森林浴コースを満喫されました。また、併せてバーベキューや化石発掘体験を開催し、大会を通して吉無田の魅力を肌で感じていただけたと実感しております。

今後、御船町に誇れる吉無田高原を地元はもとより各種団体、商工会、観光協会、また近隣市町村との連携により、インバウンド等も視野に入れ、さらなる観光客の誘致また雇用促進、経済効果につなげられるよう取り組んでまいります。

次に、建設課について報告します。

6月30日に発生しました豪雨被害において、7月5日現在、町道浅ノ藪間所線、川角中畑線、上梅木線、下鶴堂山線の通行止め規制を行っております。7月下旬をめどに仮通行が可能となるよう、崩土撤去等を行うとともに、災害査定申請手続きを進めてまいります。

また、九州地方自動車道延岡線においては、本線がけ崩れの恐れがあるとの報告を受け、本線への通行止め措置を行いました。国土交通省による応急措置が行われ、7月5日、午後5時に通行が可能になっています。

次に、同じく6月30日、早朝に御船川警戒体制の連絡を受け、滝川樋管、小坂樋管のゲートを閉めたことで、内水処理が必要となりました。滝川樋管においては、仮設ポンプ稼働と併せ、消防団の御協力により一時は樋管周辺地域で、75センチほどの浸水がありましたが、家屋等への被害が生じることはなく、午前11時30分頃には御船川水位も下がり、冠水が解消されました。

次に、社会教育課について報告します。

7月13日から9月23日まで、御船町恐竜博物館特別展「肉食恐竜～ミフネリユウ発見から40年～」を開催します。また、特別展の開催に先立ち、7月12日、午後3時30分からセレモニーと内覧会を併せて開催します。

次に、7月19日に本年度で5年目となります中学校地域未来塾の開校式を行います。受験を控えた3年生を対象としているため、学習に対する意欲も高く、習熟度に合わせた指導を行うことで、さらなる学力の向上につながればと期待しています。また、今年で25回目となりますこども英語劇は、6月12日から毎週水曜日に練習を行っています。今年は41名の町内小中学生が参加しており、8月24日の公演に向けて頑張っているところです。カルチャーセンターホールで開催されますので、多くの皆様の御来場をお待ちしています。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第9号 専決処分の報告について

日程第4 報告第10号 専決処分の報告について

日程第5 報告第11号 専決処分の報告について

日程第6 報告第12号 専決処分の報告について

日程第7 議案第13号 財産の取得にかかる変更契約の締結について

日程第8 議案第14号 御船町地域防災計画の一部改正について

日程第9 議案第15号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第16号 令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（池田浩二君） 日程第3、報告第9号、「専決処分の報告について」から、日程第9、議案第16号、「令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」まで8件を、会議規則第37条の規定に基づき一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第9号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第14号、工事請負変更契約の締結について。

報告第10号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第15号、工事請負変更契約の締結について。

報告第11号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第16号、工事請負変更契約の締結について。

報告第12号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決事項の指定第6号に基づき専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき報告する。

御専第17号、令和元年度御船町一般会計補正予算（第3号）について。

議案第13号、財産の取得にかかる変更契約の締結について。御船町小坂地区災害公営住宅の買い取りについて、次のとおり財産取得変更契約を締結する。提案理由。不動産の買い入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第14号、御船町地域防災計画の一部改正について。御船町地域防災計画について、別添のとおり修正する。提案理由。御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第15号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。提案理由。災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、当条例を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

議案第16号、令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,746万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

○総務課長（藤野浩之君） それでは、私から内容について説明をいたします。

まず、日程第3からです。専決処分の報告です。お手元の議案書2ページ及び3ページを御覧ください。これは、専決処分の報告ということで、工事請負変更契約の締結につ

いてであります。3ページを御覧いただきます。まず、工事名ですけれども、災害関連効果促進事業（木倉②）工事になります。変更の内容としましては、2点変更をしております。まず、法面工において、現地の測量を行ったところ、法枠施工が不可なため、その部分にはモルタル吹付工を追加施工をしたため増額となっております。また、植生工において、人工張芝から植生マットへ変更したということによる増額であります。工事場所は御船町大字木倉。当初契約額が5,192万6,400円です。変更契約額、これは増額です。205万5,689円となります。変更後の契約額が5,398万2,089円です。契約の相手方が御船町大字木倉、株式会社吉本組です。参考資料としまして、別冊の議案等説明資料に変更契約書、図面、写真等を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、議案書4ページ、5ページをお願いいたします。この件につきましても工事請負変更契約の締結です。5ページをお願いいたします。御専第15号です。工事名は、インター団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策費（その2）工事であります。変更内容は、まず1点目が、抑止杭工において、既設暗渠排水管を撤去することになっていましたが、試掘調査を行った結果、それが必要となくなかったということで、そのための減額となっております。それと2点目が、地域外労働者確保に要する費用が増額となっております。工事場所は御船町大字小坂地内です。当初契約額が7,889万4,000円です。変更の契約額は増額となります、128万5,206円。変更後の契約額が8,017万9,206円。契約の相手方は御船町大字滝川の株式会社東生企業です。詳細につきましては議案等説明資料に掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、議案書6ページ、7ページをお開きいたします。これも工事請負変更契約の締結についてということです。7ページをお願いいたします。御専第16号です。工事名が玉虫住宅地区宅地耐震化推進滑動崩落対策事業（その2）工事であります。変更内容は、交換杭を打ち込む施工計画しております。その建設したところに今回新築された滝尾幼稚園の園舎がありまして、事前に、杭打ち等を行うのに、事前調査を行ったということで、その費用を増額しております。また2点目が地域外労働者確保に要する費用ということで、増加となっております。工事場所は御船町大字滝尾地内です。当初契約額8,688万6,000円、変更後の契約額、増額となります、195万2,173円です。変更後の契約額が8,883万7,173円。契約の相手方は、御船町大字滝尾、明和建設株式会社となっております。詳細につきましては、議案等説明資料に写真、契約書等を添付しておりますので、御確認を

お願いいたします。

続きまして、企画財政課長より説明をいたします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） それでは、私から、報告第12号になります。専決処分の報告について、御説明申し上げます。御専第17号、令和元年度御船町一般会計補正予算（第3号）の予算書をお手元にお開きください。本件の専決処分は、6月30日の梅雨前線豪雨によりまして応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正を、7月1日付けで専決を行いました。

それでは、詳細について御説明申し上げます。7ページをお開きください。再出になります。10款、災害復旧費。2目、農業用施設災害復旧費、補正額106万9,000円です。これは、中山間地区5地区の農道路肩崩壊に伴う重機等の借上料として47万円、ふるさと農道土砂撤去及び大型土のう設置工事59万9,000円になります。

次にその下です。1目、道路橋梁施設災害復旧費、補正額1,330万円です。これは町道御船早川2号線水路修繕費が30万円、町道浅ノ藪間所線並びに町道津ヶ峰八勢線、それと町道上梅木線の3路線に係る土砂撤去及び大型土のう設置工事1,000万円、並びに工事に係る測量調査設計委託料として300万円を計上しております。財源につきましては、6ページを御覧ください。財政調整基金からの繰入金で補正しております。なお、災害状況については、別紙の議案等説明資料の10ページ以降に添付しておりますので、御参照ください。

以上で、報告第12号、専決処分の報告についての説明を終わります。

○総務課長（藤野浩之君） それでは、続きまして、議案書9ページをお願いいたします。議案第13号、財産の取得にかかる変更契約の締結についてということです。本件につきましては、小坂地区の災害公営住宅の買い取りについて買取価格の変更契約を締結するものです。変更の理由としましては、災害公営住宅13棟について、当初基礎杭としてコンクリート杭を施工を予定していました。しかし、現地盤が強固な地盤であったところから、基礎杭の施工が4棟分となったため工事費が減額となったための変更であります。

それでは、財産の内容について御報告いたします。まず、財産の名称としまして、御船町大字小坂地区災害公営住宅であります。変更理由としましては、先ほど申しましたとおり、当初契約において見込んでいた杭工事13棟分が4棟分に減ったための減額となります。財産の所在地として、御船町大字小坂地内です。当初取得額が4億751万4,620円、変

更取得額、減額となります、930万3,120円。最終取得額3億9,821万2,500円です。契約の相手方は熊本市の千里殖産株式会社です。

続きまして議案書の10ページをお願いいたします。議案第14号です。御船町地域防災計画の一部改正についてであります。令和元年6月5日に御船町防災会議を開催しまして、御船町地域防災計画を策定しております。今回の主な改正点につきましては、まず1点目として、災害対策本部の組織の見直しを行っております。これは、復興課が新設になったということで、組織の見直しを行いました。2点目が、災害危険区域内の要配慮者施設の見直しということで、施設の名称の見直し等を行っております。3点目として、避難勧告に関する国のガイドラインが改正されましたので、国の基準に合わせて避難情報の見直しを行っております。今回、避難のタイミングとして、警戒レベルにきた警戒レベルを設定して、避難の情報を発信したところであります。4点目が、指定緊急避難場所の見直しということで、新たに御船川左岸地区に避難所を開設いたしました。詳細につきましては、別冊の御船町地域防災計画概要版を御覧いただければと思います。

続きまして、議案第15号です。災害弔慰金の支給に関する条例の一部改正であります。議案書11ページから12ページを御覧いただきます。今回の条例改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律または施行令が改正されたため、本条例を改正するものです。今回の改正につきましては、災害援護資金の活性化運用を改善し被災した支援の拡充を図る観点から所要の見直しを行ったものであります。

○企画財政課長（坂本幸喜君） それでは、議案第16号です。令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。補正予算書をお手元にお開きください。7ページを御覧ください。歳出になります。1款、総務費。1目、浄水センター管理費、補正額151万円です。浄水センターの事務所と地階等に設置している空調設備は、平成6年に設置したもので、現在まで25年を経過しております。5月28日の保守点検時に故障が発覚しまして、エアコンが作動しない状況でありましたので、今回取替工事を行うものであります。財源につきましては6ページを御覧ください。平成30年度繰越金で補填しております。

以上で、補正予算の説明を終わります。

○議長（池田浩二君） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第3、報告第9号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（田上 忍君） まず、これで工事は完了したのかと、それから人工張芝工から植生マット工へということですが、その辺のもう少し詳しい説明をお願いします。

○建設課長（野口壮一君） まず、最初の質問ですけど、工事は完了しているかということなんですけれども、現場は完了して検査も終わっております。

2番目の人工の張芝工から植生マットということですが、これはやはり現場の法面を、整形工に、この現場がかなりの急傾斜のところがありました。そこを整形して行って、法面の硬度試験というのを行います。この値には基準がありまして、試験器具を当てまして反動力を測ります。その基準を、異常であれば人工張芝ではそこはもてないということで、国の示しているガイドラインからのフロー図解では、植生マットという工法に変更になります。人工張芝といいますと、よくむしろ芝とか、そういうのがありますけど、この植生マット工というのは、かなり分厚いマットになっております。それを杭で止めて行って、定着しやすいマットに変更したということになります。

○10番（田上 忍君） ここはかなり急斜面で、今後も心配されるようなことがあると思いますが、あと、それで、法面とがけのところはよくなったのですが、その上の大地というか、あそこも結構勾配とか傾いていたと思うのですけれども、これはもう、持ち主がやることになるのですか。

○建設課長（野口壮一君） 宅地台のほうは、法面に向かって勾配が下のほうに下がっておりますので、今回の法枠を施工した上に、その水の流れを止めて、ちょっと水の流れを変えてやったところで、管をつけるというか、山側のほうに水を流してという水の流れを変更していく、今回の工事で変更をしております。

○10番（田上 忍君） それもだったのですが、あと宅地のほうも斜めに傾いていたと思うのです、崖のほうに、大分、ひび割れとかも入って。それについては、要するに持ち主がやるということよろしいのですか。

○建設課長（野口壮一君） 民地内については、地権者で対応していただくと。町の今回の災害の復旧工事については、この事業に沿った工事で終了するということになります。

○10番（田上 忍君） はい、いいです。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

日程第4、報告第10号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

日程第5、報告第11号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

日程第6、報告第12号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（井藤はづき君） 今回の豪雨災害の被害に対応するためということで、5カ所の町道の修復費用が上がっていたと思うのですけれども、その進捗状況と工事の終了のめどがどの程度たっているのか、教えてください。農道です。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

現在5カ所、田代、上野、七滝、水越、滝尾地区から農道等の土砂撤去に伴う重機の借上要望が上がっております。現在、2～3地区のほうからはもう着工されておられますが、ほかの地区におかれましては、まだ梅雨が終わっていないという状況で、二次被害の恐れもあるということで、今状況を見られている状況です。

○2番（井藤はづき君） 農道ということで、畑に行くまでに回り道をしなければいけないということで、現地の方がとても苦勞されているので梅雨のあんばいもあると思いますけれども、できるだけ早く配慮をしていただけると助かると思います。

あと、こちらの予算に上がっていなかった川角間所線とかのほうは土管が小さすぎていつも雨が降るとあふれてしまうという声が上がっていたのですけれども、その対応については、何か考えられましたか。

○建設課長（野口壮一君） 川角間所線の山のほうからの大雨時の対策ということで、山から

の大雨が降るたびに流木それから枝、葉っぱ類と一緒にドバツと流れてきて、その道路を横断する手前のところで詰まってしまうということで、何回も被害が出て、道路を横断して流れていくというところなのですが、毎年詰まった後に業者でその詰まった部分を撤去していただいているわけなのですが、既に今回のことについても、もう撤去は済んでおります。これはやはり毎年のことだから、対策をとらなければいけないということで、大きな集水桝を設けて、グレーチングあたりで対応して、中に土砂等が入らないような措置を考えていきたいと思います。暗渠もかなり深く、2メートルほどの地下に入っておりますので、口径が300ミリのヒューム管ということになっております。その辺も一体的に改善をしないと今後の出水期に向かって検討をしていきたいと思います。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（宮川一幸君） 農業振興課と建設課にお伺いしたいと思います。

まず、農業振興課についてですが、災害についてです。町政報告の中で件数はでましたが、先般の全員協議会の中で、今までの災害の復旧しているのが今回災害があったということで、農地等について。県に確認するという形でお話があったと思いますが、その後の進展はどうかという形でお聞きしたいと思います。

それともう1件、建設課についてですが、町道の災害も出ていますが、そのほかに災害が出た件数等があったら教えてください。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

最新の7月9日現在の、地区のほうから上がってきております被災状況について、まずは御報告申し上げます。まず農地につきましては28件、農業用施設が17件、計の45件となっております。こちらにつきましては、現在までに15件の現地確認を終了しております。これからまず現地確認を進めていきたいと思っております。

それと、御質問のありました件につきましては、施工後の土羽の部分が今回の豪雨で被災したということになっておりまして、こちらについても現在県と協議を行っておりますが、他町でもこういった事例が多々発生しているということで、今後こちらにつきましては早急な答えを県に求めていきたい、行ってきたいと思っております。

○建設課長（野口壮一君） 今回の専決で出しております3本について、早急に応急措置をして通行に対応するためにのせております。それ以外に、路肩の崩壊等小さいものになりますけど、7件ほどの被害が出ている。それから河川についても2河川、少し護岸の崩壊が

出ています。大きいものではありません。

○3番（宮川一幸君） どうもありがとうございました。農政についてなのですが、災害復旧が前が終わって、農地等がまた結局地元負担が個人負担があるという形で、そういった形でなかなか農家の方も負担が増えてくるかと思いますが、そういったところは少しでも負担が少なくなるような形で協議を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○農業振興課長（井上辰弥君） 宮川議員からお話がありましたように、農業者の方の負担軽減または軽減を含めたところで、県のほうに協議を行っていきたいと思っております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告を終わります。

日程第7、議案第13号、「財産の取得にかかる変更契約の締結について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号、「財産の取得にかかる変更契約の締結について」を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第14号、「御船町地域防災計画の一部改正について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（井藤はづき君） 概要の19ページに、避難所のリストが載っていると思うんですけども、このリストに載っていない避難所は、自主避難所となると思うのですけれども、この指定避難所からは遠いとか、途中で危険箇所があるとかいう理由で行けない人たちは、

その自主避難所に行くか、もう自宅で過ごすという選択をされると思うのですけれども、そういった方々への配慮は何か考えておられますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

避難所の件ですけれども、指定避難所としましては、今概要版に掲載をしております。これは避難情報、避難勧告等を発したときに、指定避難所としてお願いしております。それ以外という、避難所まで危険であるとか、自宅のほうが安全であるという方におかれましては、そちら側の避難をしていただくということで、そこは安全な場所への避難ということでお願いをしております。

○2番（井藤はづき君） 自宅が安全というよりも、指定避難所まで行くことが危険だったり、だから、車を運転できない方がそこまで行けないとか、あとは指定避難所ではない自主避難所のようなものが地区にあるけれども、そこに行っても何かがあったときにどうしたらいいのかとか、そういういろんなことを考えて、本当は避難したいのだけれども自宅にいることしかできないという方が結構いらっしゃるんですよね。そういう方々はどうしたらいいのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

私たちも、避難情報を早目に出すということ、明るいうちに安全な時期に避難情報を出すということで、それをもって避難を、安全な時期に避難をしていただくということになるかと思えます。それと、避難する場合は、やはり食糧だったり飲料水、また寝具類を、最初は自分で用意していただきながら、まずは避難していただくという形になるかと思えます。

○2番（井藤はづき君） 早めの避難がとても大事だと私も思います。田代東部でいいますと、水源とか間所とかいう地区が斜面にあることで、とても土砂災害の危険性も高いのですけれども、避難所からも遠いということで、すごく住民の方々も心配されています。そちらの地区に近い避難所を新たに指定していただくとか、そういったことを検討していただきたいと思えます。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

指定避難所を新たに指定するというので、ほかの地域においてもどうしても土砂災害が一番中山間地においては危険な状態になるということで、土地を考慮したところでの避難所ということで、今後検討していきたいと思えます。

○6番（増田安至君） 今回の計画で、滝尾地区のほう見たのですけれども、滝尾小学校に避難ということで書いてあるのですけれども、私は雨が降って7時30分過ぎぐらいに行ったのですけれども、まず、連絡は7時37分だったですかね、に行かれたようで、若干早かったのではなかなか会うことはなかったのですけれども、昨日ちょっと青少年健全育成でみんな集まって話したところ、まず小学校までに行く道路の部分で、非常にすべりやすいというのが、1回目からいただいて、中には歩道橋に設置してあるはずのガードレールというか、パイプのやつですね。あそこから子どもがこけそうになったという事例も聞いていまして、非常に避難所としては適切じゃない場所にあるのはもう間違いないですね。夜中にドーンと雨が降った後、あそこの指定というのは危険極まりないので、そこは、例えば県との連絡があつての避難指定場所なのでしょうけれども、それは今後改善なり、あるいはあそこはやはり自主的に避難できるのかできないのか、そこまで含めて、執行部としてお考えいただきたいのですけれども。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今言われたとおり、滝尾地区においては避難所として滝尾小学校を指定はしております。しかしながら、洪水、土砂災害等においてはどうしても危険な状態だということで、この一部の三角（△）という形で、条件付きの使用という形で、この防災計画に出ていますので、滝尾地区、特に右岸側につきましては、やはり新たな避難場所というところで、今後検討をしていかなければならないと考えています。

○6番（増田安至君） そういうことで、大至急検討をお願いします。

あと、当時思ったのが、結局朝7時で、我々は起きていますけれども、実際避難せにゃいかん人と、避難できるかできんか、それは民生委員さんが把握しているのか嘱託員が把握しているのか、あるいは我々議員が知っておかにはんだとか。地区それぞれあるでしょうけれども、そういったところに実際において考えておいた方がいいですかね。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

避難する場合の件ですけれども、特に高齢者の方とか要支援者の方の避難というのが一番大事になってくるかと思えます。その点につきましては、名簿等を区長さんまたは民生委員さん等にも連絡をしておりますので、そちらの協力を得ながら避難をしていただければと思っています。

○6番（増田安至君） ということは、町ではあらかじめ大体どの辺に要避難者の方がいらっ

しゃることはもう把握されているということで理解していいですか。

○総務課長（藤野浩之君） はい、そういうことになります。

○1番（中城峯雄君） 今、増田議員との関連になりますけれども、今回の豪雨災害で12カ所に避難所が設置され、最大30世帯45人の方が非難されたということですが、私は高木で、最初の避難では避難された方はおりませんでした。2回目の避難勧告で再び8名の方は避難されていました。ここは心配なかったです。防災行政無線で食糧だとか毛布なんかでも持って来てくださいということで、聞かせていただきました。ところが、木倉で今課長がおっしゃったように、高齢者とかひとり暮らしの方が着の身着のまま避難された。ここら辺が、今、民生委員だとか嘱託員の方と連携をしますと言われた。本当にそうなのかなど。それが木倉ではそういう実態ではありませんでした。だから、そこは課題だと思いますし、避難勧告は原則として、災害倉庫に食糧とか水とか入っていますけれども、それは出せませんと、地域で割り切っておられますよね。それは難しいところだと思いますよ。だから、それで割り切れるものか。だから、やはりそこを連携しながら、民生委員だとか嘱託員と連携して、どうしてもでけん人もおるわけですもんね。だから、弱者の方もやはり何かの方法をとって、余裕を見て、そういった避難所のそういった方はいないのか。ちゃんと準備して行かれた人は問題ないのです。ところがそういうのができん人がおるわけです。やっとなら自分で雨に濡れながら行かれた方も中にはおりますので、そういった方もやはり手当てをしていただきたいということです。ここを検討してください。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今避難する場合の件ですが、まず避難される方におきましては、一人一人がまずは防災意識を持ちながら避難されるということになるかと思えます。そして、それと特に高齢者の方、体の不自由な方が避難されるということにつきましては、地域の区長さん、民生委員さんということで、身近な地域コミュニティを活用した中で、地区の方々を支援をしていただければと思います。

また、常備でする部分もありますので、それも含めて今後検討していきたいと思えます。

○3番（宮川一幸君） 防災無線についてお尋ねいたします。前回の全員協議会のときなのですが、4月から運用を開始された防災無線について、今回の災害について何点か問題点があったという形で説明があったと思いますが、どういった問題点があったのか、説明をお

願いたいと思います。

それと、今後梅雨が明けたら台風シーズンになります。その問題点についてどのような対策をされるのか、お聞きしたいと思います。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今、御質問があった件ですけれども、防災行政無線は4月から運用を開始しまして、本格的に運用したのは今回が初めてで、災害の防災情報を発信したところでは避難情報を発令したタイミングとしては適正であったかなとは思っております。そして、これまでに比べて情報の発信については迅速に行えたのかなと思っております。ただ、どこまで情報が町民の皆様が届いたのかなというのが一つ課題であったのかなと思っております。その点が、今回勧告まで出しまして、御船町で避難された方が最大で30世帯45人ということで、これは全地域、全体に避難勧告を出したわけでありまして。しかしながら、避難された方は0.4%ほどの方しか避難されてないということです。これは近隣の市町村においても同じような数字で、1%以内ぐらいだったかなと思っております。だから、情報としてうまくこれが聞こえたのかなということで、これはもう一度検証をする必要があるかなと思っております。

○3番（宮川一幸君） 今まで確かに防災行政無線につきましては、屋外拡声器については、結局雨の音とかそういったのでなかなか聞こえない。家についても二重サッシとか、そういった形で防音関係がなっていますので、なかなか聞きづらいところもあると思います。町広報紙で、御船町では登録制メールとか、そういったのが何回か、QRコードとか出されたと思いますが、それとかエリアメールとか防災メールとかありますので、そういったのを町民にいろいろPRしながら、情報の共有を図っていただきたいと思います。

今現在、御船町の登録制メールなのですが、私が在職中に企画課がたしか町の登録制メールをされたと思うのですが、そのときは100件ぐらいしか登録はなかったと思うのですが、今こういった形で防災メールを始められたと思うのですが、今の登録状況は何件ぐらいあるのでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

まず、防災行政無線だけではどうしても聞き取れない、特に言われたとおり雨の中で放送をする場合聞き取れないことが多いということで、御船町におきましては、防災行政

無線の補完的な機能として、5点ほど皆様方をお願いをしている部分があります。

まず、1点目が放送が聞こえなかった、聞き取れなかったとか、もう一度確認したいと思われたときには、直接電話する方法があります。電話番号が「096-281-1721」です。こちらに電話していただけると同じ内容の情報が聞き取れますので、ぜひ御活用をお願いしたいと思います。

それと、2点目が今、宮川議員から言われました登録制メールです。これは、メールサービスに登録しておく防災行政情報が携帯等の端末に発信されるものです。これにつきましては、広報みふねの4月号と6月号にも掲載をしております。これは随時掲載をしていきたいと思っておりますので、登録制メールサービスも今後推進をしていきたいと思っております。

それと、3番目にエリアメール、緊急速報メールです。これは携帯電話会社と提携をしております緊急情報をメール配信する機能であります。現在ドコモ、au、ソフトバンク、3つのキャリアで配信をしておりますので、皆様方の携帯にもこのような情報が入ってくるのかと思います。

それと、ホームページに防災情報を掲載しておりますので、随時更新をしていきますので、そちらでも確認をお願いしたいと思います。それと、県の防災メールもあります。これは県防災メールに登録しておく気象情報や防災情報が携帯の端末に配信されるということになります。これには土砂災害危険警戒情報等も同時に情報として発信されますので、活用をお願いしたいと思います。

それと、最後になりますけど、先ほど登録制メールの登録者数ということでお尋ねがありました。現在、134名の方が登録されているということで、なかなかこれも進んでないということで、今後、区長さん、消防団、広報等を通じながら、極力このようなメールサービスを登録していただくような推進を図っていきたく思っています。

○10番（田上 忍君） まずお聞きしますが、この前6月30日から7月3日まで避難所というか避難勧告というか避難準備等を出されたと思うのですが、それは洪水だったのですか、どっちだったのですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

避難準備情報につきましては、大雨洪水警報と土砂災害注意警戒情報です。それらが出た時点で発信をしています。

○10番（田上 忍君） では、それを踏まえて、ここの概要版の後ろの方で、避難所の災害種

別ということで、この中で、町民憩の家は洪水に対しては不向きということで、バツ（×）になっていますよね。それなのに7月3日は避難された。こういうのはどうするのですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

町民憩の家は一応不向きということでなっております。土砂災害の情報も出ておりましたので、こちらで避難所を開設したということになります。

○10番（田上 忍君） それはわかりますが、でも、洪水には不向き、でも今回の避難勧告というのは洪水と土砂災害の両方、要するに洪水も書いてあるわけですよね。洪水のときにはこれは使用不可とこれにちゃんと書いておきながら、どうしてここで町民憩の家に避難者を1人受け入れたのか。やはりこういうところは今後考えていかなければいけないのではないかと思いますけれども、どうですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

避難所につきましては、再度見直すということもあるかと思えます。

○10番（田上 忍君） はい、そういうふうな、自分たちで使用不可としているから、そういうところは考えなければいかんのではないかと思います。

それから、あと今回の見直しでは、水防というか河川については、変更はあっていないのですが、今後、防災計画という意味では、川の氾濫、とにかく矢形川とかは水防が、いつも水防のことが議会でも出てきたと思うのですけれども、今、矢形川もそうだし門前川もそうですけど、かなり川の中にヨシがはびこっていて、毎年毎年とっていますよね。今後太ってきてから、やはり少しの雨でも川が氾濫する恐れがある。この辺についての計画というのはどう考えていますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

河川の氾濫による、浸水による被害ということですが、内水被害も含めてですけれども、この点につきましては、抜本的には河川改修が一番だとは思いますが、それができない部分につきましては、個々に対応していくということになるかと思えます。

○10番（田上 忍君） 万ヶ瀬から、河川改修については今後何か検討していくのかどうかというところですが、どちらですか。

○町長（藤木正幸君） 矢形川に対しては、来週熊本市長と一緒に国交省にまいります。ここ3年続けて行っておりますけれども、矢形川を掘ってくれ、河川改修をしてくれというこ

とをまず交渉になりました。そしたら、今御船町を掘るのですかと。今矢形川を、御船町のところを掘ってしまったら、嘉島の水が全部御船町に行きますよ、逆流しますよと。それでいいのですかということがありました。

今、国交省としたら加勢川をやっております。もうある程度矢形川の流域のところまでいち早く加勢川を掘り上げた後に、矢形川の下流域から持っていきますという話で、これからも頑張っていて、加勢川が矢形川のところまでかかっていきますので、それまでしばらくお待ちくださいという話で、要望を続けております。これの加勢川が終わった後に矢形川に入っていきますので、極力できるように頑張っていきたいと思います。

ただ、言われたように、ヨシの問題です。御船川も一緒なのですけれども、私もまた改めて来週行ってまいりますので、一緒にお話をしてみたいと思います。

○10番（田上 忍君） そうですね、もう皆さんが今まで長年言ってきていますので、町長頑張ってください。

それとあと、門前川についても、かなりヨシが茂ってきております。住民の方も意識されていると思いますので、その辺、一度見に行ってもらいたいと思います。

○4番（福本 悟君） 4番の福本です。2件ほど、確認等をさせていただきます。

大きな事案といたしますか、書いてありませんけれども、この概要版の中の1点でございますけれども、真ん中の総合といたしますか、総合計画の住民基本計画が4年間と、御船町震災復興計画も4年間とあります。お尋ねしたいのは、復興計画は今後4年間でいいのか、そこの確認を。ここは確認だけです。

それと、大体今回は大まかな変更等は22ページで確認するといいたしましたので、詳細で5ページで、平成28年の熊本地震における御船町の被害状況で、令和元年、その括弧書きが（2018年6月12日）とありますけれども、これはちょっと考えれば2019年ではないかなという確認です。

それと最後の22ページの主な見直しの章、節の一番上です。第2節目のところ、この右のほうで、第2章、防災都市計画の中の第2節とありますけれども、どのところを私は2章とかできませんでしたので、ここは1章になるかなと思ひまして、この3点の説明をお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、1ページです。御船町の震災復興計画、ここに平成28年から31年度と書いてあ

ります。この4年間、これは表記は4年間と形になっています。今後令和2年度から4年間、これは復興期という形になってきます。

○4番（福本 悟君） ただ今課長から説明いただきました、この復興期というのはどこに書いてありますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

御船町震災復興計画の計画書の中に全部8年間という形が掲載されております。その中に復旧期4年間、復興期4年間ということで掲載されております。

○4番（福本 悟君） ただ今の説明はわかります。ただ、この表を見る限り、復興計画が平成28年度から31年度というのがちょっとわかりにくいと思って質問を最初しました。この中に復興という言葉が出ていれば4年間とわかるのですけれども、御船町について復興計画は平成28年から4年間ということですので、何かここが理解できません。

○企画財政課長（坂本幸喜君） はい、わかりました。すみません、今後、ここに大体は前期の復旧期間ということで示していればわかりやすかったと思います。今後気をつけたいと思います。

○8番（岩永宏介君） 今、議論を聞いておりました、防災行政無線の。

○議長（池田浩二君） 岩永議員、すみません、福本議員のほうも応答を。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

先ほどの質問ですけれども、まず概要書の5ページです。平成28年度熊本地震における御船町被害状況ということで、令和元年で2018と書いております。その下は2019の誤りです。すみません。

それと2点目、22ページだったかと思います。一番上の第2節、関係機関の所有すべき事務または労務ということですのでけれども、この分については総則のほうに掲載をしておりましたので、これは第1章の総則というのがその横に入ってくるということで、訂正をお願いしたいと思います。すみませんでした。

○8番（岩永宏介君） 防災行政無線も4月から運用されていて、それからそういう御船町の地域防災計画もでて、非常によくなったと思うのですが、議論を聞いていて、やはり今後改善せなんことがいっぱいあるということですので、検討するという言葉で終わるのではなくて、ぜひお願いしたいと。そのあたりをきちんとまとめて対処よろしくお願ひしたいというのが1点です。

それから、その場合、私も反省なのですが、例えば民生委員さんが非常に長年やっておって、ベテランの民生委員さんが1軒1軒回って、避難警報が出たときに回られて、「避難しますか、どうしますか」ということまで聞いて回っておられます。そして、その中でわかったのは、私もぼーっとしとったという反省なのですが、この前、全員協議会の中で申しあげましたが、耳が聞こえない方が2人おられて、その方の家に民生委員さんが行かれたら、もうついておるだろうと思った防災行政無線がついていなかったというお話をしました。最初に防災行政無線をつけられると業者が持ってきたのは、音が出る通常の普通の防災行政無線だったそうです。その後、民生委員さんは動かれて、スクロール式で目に見える形にしてくださいということを、家族を交えて役場に要請があっているのではないかなと思います。

それから、もう1件も同じような状況で、まだついてなかったのですね。それで、この前私は全協の中で申しあげましたけれども。そしたら、担当の係長からすぐにつけられる状況にあるという返答を受け取ったわけですが、そういったときも言おうかなと思ったのですが、すぐにつけられる状況にあって、どうしてつけてないのかなと疑問に思ったわけですが、それはきちんと私も、反省も含めて確認していませんが、その後ついたのでどうか、そのあたりを私も確認せないかんだったと思いますが、ついてますでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

その件につきましては、確認をさせていただきます。

○8番（岩永宏介君） わかりました。

○9番（福永 啓君） 何点か質問いたします。

今回の反省点に、何か浸水想定地域、これについては去年、前回大幅な改正が行われ、今回改正されていないという部分になっていると思います。ただ、浸水想定地域をみていますが、この2種類資料に出ているのですが、計画規模と想定最大規模という2種類がございます。この計画規模、これはこの2種類の差についてですけど、これは何なのか、計画規模、これはどういう意味なのか。そしてまた、最大規模のこれはどういう意味なのか。そうして、これに関しまして、一部はやはり実態とちょっとかけ離れたところが幾つかあると思うのです。まずは、内水災害に関してなのですが、この想定災害、浸水地域に関しまして、御船町は内水、これに対する想定が含まれているのかどうか。それについてお答えください。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

1点目は、浸水想定区域の中で、最大等計画だったですかね。最大につきましては、河川の雨量、水位等が最大になるときの浸水の想定ということと、計画というのは、河川において100年に1回の災害とか、50年に1回の災害とか、河川計画の中で確率で示しておりますそういった部分での計画ということになるかと思います。

内水被害につきましては、この防災の浸水対策につきましては、氾濫した場合の浸水ということで想定をしておりますので、内水被害の分については、この中には含まれておりません。

○9番（福永 啓君） こういう2種類の、ここにも出ているのです、計画規模、そしてこちらの赤い色がいっぱいならば災害想定です。計画規模というのは、おっしゃったように熊本の場合は30年に1回になっています。30年に1回程度の雨量で、このあたりが浸水するのではないかという、そういう計画できる場合だったのです、規模の災害。それ以上の災害、これが過去に例を見ない災害ということで、こちらに出ているわけなのですが、双方とも、今課長がおっしゃったように、内水に対する想定が出ていないのです。今、御船町の場合には、この中心部、この内水被害というのが非常に深刻化していて、恒常化しています、このカルチャーセンターのあたりとか。その実態が、この計画において、どのあたりが内水で水没するんですよという実態がまだ、どこにもこれは反映されていないということになりますと、やはりどこかにこれはきちっと町独自で調査するなり何なりをしないと、今後、この中心部のあたりはどんどん商店ですとか店舗が増えて、そして、水田だったところがどんどん商業地、住宅地になっていって、もう10分の1、20分の1ぐらいに農地は減ってきています。その分の、必ずその分水はどこかに流れていくのですから。そしたら内水災害が今後また広がる可能性もあると思うのです。そのあたりの、県がやらないのであれば、町独自の調査、もしくはきちっとした内水に対するマップを作ると、そのあたりまだやっていないなど。そのあたりについては、必要不可欠だと思いますが、そのあたりはどのように感じていらっしゃいますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

特に今内水被害については深刻な状況になっています。滝川地区だったり、今言われた木倉、西往還あたりに宅地の開発がどんどん進んだ、道路も整備されたということで、一気に水があふれるという状況になっております。そこにつきましては、町としても把握

しながら、場所を地図あたりに落としながら、今後防災計画の中に入れ込んでいければと思います。今後は、浸水被害の軽減に向けた排水路の整備だったり、雨水貯留施設、開発の場合は調整池等を造りながら整備を進めていくということになるかと思います。

先ほど言われたとおり、河川改修するのが一番の解決策にはなるかと思いますが、町としてできる排水対策についても考えていく必要があるかと思っています。

○9番（福永 啓君） 実は県全体、この災害想定というのは、御船町ではなくて、各河川管理者ですね、県とか国とかが計算した上で出してやっていることなので、これは氾濫のみになっています。ですから、やはり町は一番小さなところがいけますし、内水災害というのはやはり限られた地域なのです。ですので、一番細やかに対応できるのは地方自治体の基礎自治体であると思いますので、ぜひ内水災害については自治体主導で行っていただきたいと思います。

それとあと、防災行政無線の件については、もう今何件か出ていますように、一番のクレームは何とんでも「何か言いよらすばってんが、何ば言いよるかわからん。どぎゃんすつとよかっただろうか」というところです。それについて、先ほど5点ほど挙げられました。これがどのように今まで広報されてきたのか。例えば1番は、さっき電話番号をおっしゃいましたよね。281-1721でしたっけ、281-1721、これはホームページの一番上に載っているかなと思えば、載ってないのです。おそらくこれ、さっきメールが100何件とかおっしゃいましたけど、これだってもっとアクセスが少ないんじゃないかなと思うのです。このあたりの広報です。それと新たな手法、新たにそういう子機以外にも、室内機、やはりいろいろな方法があると思うのです。一番のクレームだった「何か言いよらすばってん、言いよらすばってん内容がわからん。あと1回聞こうごたるばってん」と、子機以外で簡単に聞ける方法ですね。いろいろあると思うのですが、どのようなことを考えていらっしゃいますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

防災無線が聞き取れなかったとか、聞こえなかったというような地域ですけれども、先ほど5点ほど言いました。まず、こちらの推進をしていきたいと思っています。特に、登録制のメールサービスあたりは今後推進をしていかなければならないと思っていますので、これは特に広報みふね等で掲載をしながら、あとは区長さんだったり消防団から勧めてもらおうとかいう形で地域の皆さんにわかっていただくような広報の仕方、工夫を考え

ていきたいと思えます。

また、ホームページの掲載の方法あたりもわかりやすい、見やすい掲載をホームページでも行っていきたいと思えますので、そういう形で推進をしていきたいと思えます。

○9番（福永 啓君） 実は、対応してなかったのではなくて、今ある制度はあったのです。それに対する広報周知が不完全でした。先ほどの電話番号、これは本当に広報に1回か2回載っただけです。ホームページとか何とかには載っていませんし、電話番号は何番ねと電話で聞かなんような状態なのですからね。ぜひこれはパッとわかるような形で、困ったらここみたいなことでわかるように、今後周知をしていただきたいと思えます。ぜひとも、あれはわかりやすい、電話をかければ、そのまま流してくれますから。

それとあと最後に、避難所についてです。住民の方から、この避難所の管理についてどうなっているのかという質問を受けました。誰が開けるのか、特に、御船は、ここあたりは役場が一体となってすぐ行ってすぐ開けられるのですが、例えば高木、小坂、そういうところでは、学校の場合です。この場合は、鍵は校長先生が持っておんなはると思えますよ。開けるのもやはり役場の人たちというわけではないです。そうすると、急な災害の場合の、台風等水害だったら予想がつかますけど、地震等の急な災害の場合は、そこにそこの方が来れないというのが発生するのではないかと不安をおっしゃっていました。この鍵の管理について誰が開けるのか、鍵の管理についてはこの中に書いてなかったもので、今どようになっているのかおっしゃっていただきたいと思えます。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

避難所を開設する際にですけれども、確かに避難所が学校だったり分館だったりしております。それで、鍵についてはその分館長が持っておられたり校長先生だったりということで、なかなか開けるのに、お願いして開けてもらうという方法をとっている場合もあります。今後は町で予備の鍵を用意しまして、町の職員が来て開設をする、鍵を開けるといって今後進めていきたいと思えます。

○9番（福永 啓君） わかりました。

○7番（森田優二君） 確認ですけれども、計画書の72ページです。消防団の関係が載っておりますけれども、ここの3分団、これが団員数がゼロになっているのですけれども、これはゼロでしょうか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

3分団につきましては、現在機能別消防団ということの位置づけとなっています。

○7番（森田優二君） ということは、消防団員はゼロ。

○総務課長（藤野浩之君） 消防団員としてはゼロが出ています。

○7番（森田優二君） 私も、今この表を見てちょっと驚いたのですけれども、3分団は、ということ、消防団員はゼロということですね。その確認なのです。

○総務課長（藤野浩之君） 再度確認をいたします。

○7番（森田優二君） それと、その下には、上益城消防署の装備品が載っております。せっかく上益城消防署の装備品が載っているならば、御船町の消防団の装備品、ここあたりも載せる必要性というか、ないのですかね。やはり消防計画あたりにもそういうのを載せておく必要があるのではないかと思います。特に、消防法が最近変わっております。その消防法を見ますといろんな装備品を、町で装備品の確保をしてくれということになっていると思いますけれども、そこらあたりは防災計画には関係ないのですか。

○総務課長（藤野浩之君） 消防団の装備ということで、それは当然必要なものでありますので、防災計画の中に入れ込むという形になるかと思えます。

○7番（森田優二君） それについては、今後これに入れ込むという計画をしていくということで理解をしいのですか。

○総務課長（藤野浩之君） はい、そういうことになります。

○7番（森田優二君） それからもう1つ、水防関係です。水防関係のもあまり出てないように感じたわけですがけれども、水防倉庫あたりも、特に旧御船町、こちらのほうにあった水防倉庫も今はなくなっています。今度の水害でも、1回目土のうを作っていたのが足りないということで、また2回目作ってやりましたけれども、そういった際も、やはり水防倉庫を、1分団あたりないと大変困ると思いますけれども、そこらあたり、私も一般質問でしておりますけれども、そこらあたりの計画はどうなっているのですか。

○建設課長（野口壮一君） 水防の倉庫につきましては、また資機材等の配置につきましては、別冊になりますが、水防計画書というのが立てられております。その中で、各水防倉庫の中にそういう備蓄資材等の事案を掲げているということになります。

それから、左岸側の水防倉庫ということで、これも以前森田議員から御質問があった案件になります。最初は憩の家等ぐらいに水防倉庫が必要じゃないかという議員の御指摘だったと記憶をしておりますが、憩の家の敷地の広さ等を勘案したところ、一丁目の今御

船分館の敷地の一角に水防倉庫を、いわゆるプレハブの倉庫を設けまして、そこに今こう  
いう水防の水防資機材を入れております。地元消防団の団長等に相談をし、また地元の区  
長さん等にも相談をして、今御船分館の一角の中に倉庫を中に設けているという取り扱い  
になっております。

○7番（森田優二君）　ということは、もう造ってあるということですか。それは知りません  
でした、そこまでは。ということは、1分団2班の格納庫の横に一応土のうあたりをここ  
で作っておりますので、まだないかなということで、ちょっとそこまで私調べておりませ  
んでした。

それともう1つ、先ほど田上議員からもあったのですけれども、町民憩の家、これは  
私も前回もちょっと言いましたけれども、洪水のとき、要するに左岸がみんなバツ（×）、  
三角（△）は昭和保育園だけがなっているのですが、そういったことで再検討してくれと  
いう話をしたと思うのですけれども、憩の家の場合は、洪水の場合、ここが避難できない  
というならどこもできないのですよ。やはり、洪水の場合は、あそこが浸かるならば、ほ  
とんど町内は浸かるのですよ。そういったことを含めて、ここは再検討して、せいぜい三  
角（△）とか、特別の場合以外は、もう洪水の場合はあそこは浸かりますよぐらいにして  
もらわないと、これはおっしゃるように、×なら何でそこに開設したかという話になつた  
らいけませんので、もっとここは再検討というか、水の上がる状況を地元の人たちからも  
聞きながら、再検討してほしいと思います。

○総務課長（藤野浩之君）　ただ今の町民憩の家の件ですけれども、今後再検討ということは、  
条件付きでの使用ができるような方法でやっていきたいと思います。

先ほど森田議員の質問で、消防団の、まず水越の消防団については、後ほどまたお答  
えいたします。

まず、消防団の設備関係ということで、今消防計画の167ページには、まず消防団のポ  
ンプと積載車の数字のほうは入れておりますけれども、ほかの詳細な資機材については、  
今後また掲載していくという形になるかと思えます。

○議長（池田浩二君）　ほかに質疑はありませんか。

○2番（井藤はづき君）　先ほどから避難所とか避難情報、避難勧告とか、そういった情報の  
伝え方について議論がされていると思うんですけど、ホームページについて何回か話にあ  
がったんですけど、町のホームページのトップに入ったときに、避難勧告とかそういった

情報が見れますかと。

○総務課長（藤野浩之君） トップの新着の情報として見られたかと思います。

○2番（井藤はづき君） そうなんですね。私が見たときは、過去の四角いところはあるんですけど、過去の何件かの1年前とか、そういったのは見られたんですけど、今さっき放送があったことについてみたいなのは見れなかった気がしたので、どこを見たらいいのかなというのが私の印象でした。何度かクリックして行って探すんですけど見つからなかったもので、もういいやと私はなっちゃったので、もうちょっとわかりやすくなるといいかなと思います。

それともう1つ、避難所について、一覧には災害種別によってここはいいですよとかいけませんよというのがあるんですけど、この一覧を見られる住民の方ってほとんどおられないと思うので、その避難所の入り口とかに、ここはこの災害のときは使えますけど、この災害のときは使えませんというのがどこかに掲示してありますか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

まず、ホームページにつきましては、今後見やすい、皆さんにわかりやすい編集といえますか、そういったホームページの作成を行っていきたいと思います。

それと、避難所につきましては、確かに災害種別で使えない場所、使える場所等限られてくるかと思えます。今言われたとおり、特に避難所に関して、この災害には使えますとかいうところの表示は今のところ行っておりません。防災メール等で流す場合もただ避難所のみを流しているということになりますので、そこは避難所ごとに表示を今後行っていきたいと思っています。

○2番（井藤はづき君） 入り口とか道沿いとかに看板とかがあると、普段通りながら、ああ、ここはこうだなというのを普段から住民の方が意識できると思いますので、もしそこは、例えば土砂災害には使えないというのだったら、最寄りの使える場所を一緒に掲示してみるとか、そういった対応をされると実際の災害が起きるときに、速やかな避難ができるかなと思います。

さっきのホームページの件ですけれども、県のホームページを見ると、トップページにダーッと出ているんです。私はあれが見やすいなと思いました。

○総務課長（藤野浩之君） 先ほど、岩永議員の質問にお答えいたします。確認すると言いましたところですが、議員が言われたとおり、2件そういった事案がっております。

1 件の方につきましては、7月10日に設置を完了しております。もう1件の方については、まだ申請書が出ておりませんでしたので、今後申請をいただければすぐ取り付けを行うということになっています。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

○総務課長（藤野浩之君） すみません、あと1点、森田議員からの質問で、水越の機能別消防団のほうは今調べておりますので、少し待っていただければと思います。

すみません、お答えいたします。

ここで団員数を記載しておりますのは、通常団員ということでお伝えをしているということになります。3分団は消防団員、通常団員はおられないということで、ゼロという形で今上がってきているということです。

○7番（森田優二君） 通常団員はいないというか、これは計画書でしょう。これは4月時点の実績で書いているのではないのですか、団員数は。だからその時点で、要するに4月の点検があったでしょう。点検があった時点で、3分団は何名か報告しているでしょう。だから、その報告がこれではないのですか。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

3月時点でも水越はゼロでした。

○7番（森田優二君） そういうことでなくて、4月の点検のときに、3分団の人員報告をしているでしょう。はあ、3分団はゼロだった。分団長とあそこは1人おらんだったですか。

○総務課長（藤野浩之君） 3分団については、分団長も通常点検には出席しておりませんが、通常団員としてはゼロということになっております。

○7番（森田優二君） すみません。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

通常団員はゼロでありますけれども、3分団については、機能別団員という形で活動はしていただいております。

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号、「御船町地域防災計画の一部改正について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第15号、「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号、「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第16号、「令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（福本 悟君） 4番の福本です。3点ほど伺わせていただきます。

今回の補正予算については、5月26日の点検といいますか、そのときにわかったということで、当初から25年間に過ぎたとかということです。委員会の説明をいただいたところで、応急的な場所といいますか、一時的な事務引継もまずは確保ができたということをお伺いしております。

私がお伺いしたいのは、今回が補正予算ということで計上に上がっておりますけれども、例えば、この御船町は通年議会ですので、いち早くこの改修に入るところで、議会にこの改修のほうを早く申し入れをするとか、ほかの対応はなかったのかを、まずお

尋ねをさせていただきます。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えいたします。

まず質問の、今回の専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項の町長において専決処分できる事項の指定というのがございます。今回の空調設備に取替工事につきましては、このいずれにも該当いたしませんでしたので、今回補正予算ということで上げさせていただきます。

それから、ほかの対応ということになりますが、これはその状況に応じて対応していかなければならないと感じております。

○4番（福本 悟君） ただ今の補正予算にしか対応はないということで回答をいただきましたけれども、了解しました。

2番目ですけれども、今後のスケジュールについてということで、契約に沿って執行されたと思いますが、実際に工事が完了して、事務室として再稼働するのはいつぐらいかを予定なのかをお尋ねします。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

今後のスケジュールといたしましては、予算を御承認いただいた後に、業者の選定を行いまして、大体2週間程度工事にかかりますので、今月末ぐらいをめどにしたいと、再稼働したいと思っております。

○4番（福本 悟君） それでは最後の質問にまいります。

この御船町には職員衛生管理規程というものがございます。このまず第1条に、地方公務員法第42条また労働安全衛生法の第71条の3の規定に基づいて、快適な職場環境の提供を促進するために必要な事項を定めるところで、その同じ規定の3条から、所属長の責任を書いております。

ここで最後の質問になりますが、今御船町の衛生管理責任者及び衛生管理者はどのようになっていますか。それで最後の質問とさせていただきます。

○総務課長（藤野浩之君） お答えいたします。

御船町職員衛生管理責任者ということですが、この責任者につきましては、副町長をもって充てるということになっております。

あと1点です。衛生管理者ということですが、現在衛生管理者につきましては、職員で保健師の資格を持っている職員が該当しますので、その職員の中から課長職、係長

職員を衛生管理者として充てております。

○議長（池田浩二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号、「令和元年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（池田浩二君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

これで、令和元年度第4回御船町議会定例会7月会議の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会は議事の都合により、この後再開する定例会まで休会にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田浩二君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、令和元年度第4回御船町議会定例会7月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時00分 休 会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員